



宮 崎 県 公 報

平成25年 9 月17日 (火曜日) 第 2523 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく介護機関（居宅介護事業所）の指定……………（国保・援護課）	1
○生活保護法に基づく介護機関（居宅介護支援事業所）の指定……………（ ” ）	1
○生活保護法に基づく介護機関（地域密着型介護老人福祉施設）の指定……………（ ” ）	2
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業者）の名称の変更……………（ ” ）	2
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の名称の変更……………（ ” ）	2
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業者）の所在地の変更……………（ ” ）	3
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の所在地の変更……………（ ” ）	3
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の廃止……………（ ” ）	3
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の指定の辞退……………（ ” ）	3

頁

○海面漁業の免許……………（水産政策課）	3
○内水面漁業の免許……………（ ” ）	6
○道路の区域の変更……………（道路保全課）	8
○道路の供用の開始……………（ ” ）	8
○庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示……………（営繕課）	8

公 告

○県営土地改良事業計画の策定……………（農村整備課）	9
○公共測量の実施（13件）……………（管理課）	9
○落札者等の公告……………	10

病院局公告

○落札者等の公告……………	11
---------------	----

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	11
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	11
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	11
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	11

告 示

宮崎県告示第 539号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 9 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
竹尾 保孝	延岡市大貫町3丁目970-1	竹尾訪問歯科診療所	延岡市出北1丁目7-23 西田テナント1F	平成25年 7月1日
有限会社ひかり苑	宮崎市清武町あさひ一丁目1番地	訪問介護センター竹島	日向市竹島町1番地47	平成25年 7月8日

	2			
株式会社O T-Road	えびの市原田3258番地5	デイスタービス活きがい発電所えびの	えびの市大字大明司50番地7	平成25年 7月8日
社会福祉法人春光会	宮崎市大字郡司分丙9273番地	ショートステイ望み苑	児湯郡高鍋町大字南高鍋字水谷原9118番地1	平成25年 7月19日
有限会社荒平介護センター	延岡市川島町899番地4	あらひらデイスタービス	延岡市川島町899番地12	平成25年 8月1日
株式会社和顔愛語	日南市大字星倉4571番地1	訪問介護事業所 和顔愛語	日南市大字板敷830番地	平成25年 8月9日

宮崎県告示第 540号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 25 年 9 月 17 日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社 団三省会	延岡市総領 町 3 番 19 号	米田脳神経 外科 居宅 介護支援事 業所	延岡市総領 町 3 番 19 号	平成 25 年 6 月 1 日
社会福祉法 人康生会	延岡市昭和 町 3 丁目 9 番地 3	延岡市土々 呂地域包括 支援センタ ー	延岡市鯛名 町 908 番地 1	平成 25 年 7 月 1 日
有限会社ひ かり苑	宮崎市清武 町あさひ一 丁目 1 番地 2	日向福祉ケ アサポート	日向市竹島 町 1 番地 47	平成 25 年 7 月 15 日
ヒュウリッ ク合同会社	都城市南横 市町 3687 番 地 7	ケアプラン センター福 老	都城市都島 町 52 番地 3	平成 25 年 8 月 1 日
株式会社和 顔愛語	日南市大字 星倉 4571 番 地 1	ケアプラン センター和 顔愛語	日南市大字 板敷 830 番 地	平成 25 年 8 月 9 日

宮崎県告示第 541 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための施設介護を担当させる機関（地域密着型介護老人福祉施設）を次のとおり指定した。

平成 25 年 9 月 17 日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年月日
地域密着型特別養護老 人ホーム望み苑	児湯郡高鍋町大字南高鍋字 水谷原 9118 番地 1	平成 25 年 7 月 19 日

宮崎県告示第 542 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14

条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 25 年 9 月 17 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 ウイング 華	延岡市北小路 15 番 13	デイサー ビス ウ イング華	延岡市旭ヶ丘 6 丁 目 2 番地 1
社団法人 都城市北 諸県郡薬 剤師会	都城市祝吉一丁目 2 番地 17	かかりつ け薬局支 援センタ ー	都城市祝吉 3 - 11 - 11

2 届出事項

居宅介護事業者の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
合同会社ウイング華	合同会社太陽	平成 25 年 2 月 20 日
社団法人都城市北諸県郡 薬剤師会	一般社団法人都城市北諸 県郡薬剤師会	平成 25 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 543 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 25 年 9 月 17 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 太陽	延岡市稲葉崎 2 丁 目 68 番地	デイサー ビス ウ イング華	延岡市旭ヶ丘 6 丁 目 2 番地 1

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
デイサービス ウイング 華	あおぞらデイサービス	平成25年 2月20日

宮崎県告示第 544号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 太陽	延岡市北小路15番 13	あおぞら デイサー ビス	延岡市旭ヶ丘6丁 目2番地1

2 届出事項

居宅介護事業者の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市北小路15番13	延岡市稲葉崎2丁目68番 地	平成25年 2月20日

宮崎県告示第 545号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 ケアセン ターみや こじま	都城市安久町5596 番地1	デイサー ビスセン タークラ ラ	都城市太郎坊町20 01番地1

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市太郎坊町2001番地 1	都城市大王町43号7番地	平成25年 4月1日

宮崎県告示第 546号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
セントケア 九州株式会 社	熊本県熊本 市中央区十 禅寺1丁目 3番1号	セントケア 訪問看護ス テーション 都城	都城市年見 町23-1	平成25年 8月31日
セントケア 九州株式会 社	熊本県熊本 市中央区十 禅寺1丁目 3番1号	セントケア 都城	都城市年見 町23-1	平成25年 8月31日

宮崎県告示第 547号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関（居宅介護事業所）は、その指定を辞退した。

平成25年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		辞 退 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社カ トゥ薬局	延岡市北一 ヶ岡4丁目 5番3号	有限会社カ トゥ薬局	延岡市北一 ヶ岡4丁目 5番3号	平成25年 7月1日

宮崎県告示第 548号

平成25年9月1日付けをもって別表のとおり海面漁業の免許をした。

平成25年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

別表

ア 共同漁業権

公示番号	免許番号	漁業権者		免許の内容	存続期間
		住所	氏名又は名称		
共第1号	同左	延岡市北浦町市振 541番地の4	北浦漁業協同組合	平成25年宮崎県告示第229号による公示内容のとおり	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
共第2号	同左	延岡市土々呂町三丁目4040番地	延岡市漁業協同組合外1組合	同上	同上
共第3号	同左	同上	延岡市漁業協同組合	同上	同上
共第4号	同左	延岡市方財町 230番地	延岡漁業協同組合	同上	同上
共第5号	同左	延岡市土々呂町三丁目4040番地	延岡市漁業協同組合外1組合	同上	同上
共第6号	同左	同上	延岡市漁業協同組合	同上	同上
共第7号	同左	東臼杵郡門川町庵川西六丁目 188番地	庵川漁業協同組合外1組合	同上	同上
共第8号	同左	同上	庵川漁業協同組合外2組合	同上	同上
共第9号	同左	日向市大字細島 852番地3地先	日向市漁業協同組合	同上	同上
共第10号	同左	児湯郡都農町大字川北3741番地	都農町漁業協同組合	同上	同上
共第11号	同左	児湯郡川南町大字川南 17437番地4	川南町漁業協同組合	同上	同上
共第12号	同左	同上	同上	同上	同上
共第13号	同左	宮崎市青島三丁目5番1号	宮崎市漁業協同組合	同上	同上
共第14号	同左	日南市字石河 588番地 129	日南市漁業協同組合	同上	同上
共第15号	同左	同上	同上	同上	同上
共第16号	同左	日南市南郷町中村乙4614番地3	南郷漁業協同組合外2組合	同上	同上
共第17号	同左	串間市大字大納 136番地乙	串間市東漁業協同組合	同上	同上
共第18号	同左	串間市大字西方 15071番地 128	串間市漁業協同組合	同上	同上

イ 区画漁業権

公示番号	免許番号	漁業権者		免許の内容	存続期間
		住所	氏名又は名称		
区第1号	同左	延岡市北浦町市振 541番地の4	北浦漁業協同組合	平成25年宮崎県告示第	平成25年9月1日

				229号による公示内容 のとおり	から平成30年8月 31日まで
区第2号	同左	同上	同上	同上	同上
区第3号	同左	同上	同上	同上	同上
区第4号	同左	同上	同上	同上	同上
区第5号	同左	延岡市島浦町 874番地 1	島浦町漁業協同組合	同上	同上
区第6号	同左	同上	同上	同上	同上
区第7号	同左	延岡市土々呂町三丁目4040番地	延岡市漁業協同組合	同上	同上
区第8号	同左	同上	同上	同上	同上
区第9号	同左	愛媛県宇和島市津島町成 155番地 4	藤堂真珠株式会社 代表取締役 藤堂徳夫	同上	同上
区第10号	同左	延岡市土々呂町三丁目4040番地	延岡市漁業協同組合	同上	同上
区第11号	同左	同上	同上	同上	同上
区第12号	同左	同上	同上	同上	同上
区第13号	同左	東臼杵郡門川町庵川西六丁目 188 番地	庵川漁業協同組合外 1 組合	同上	同上
区第14号	同左	同上	同上	同上	同上
区第15号	同左	日向市大字細島 852番地 3 地先	日向市漁業協同組合	同上	同上
区第16号	同左	串間市大字西方 15071番地 128	串間市漁業協同組合	同上	同上

ウ 定置漁業権

公示番号	免許番号	漁業権者		免許の内容	存続期間
		住所	氏名又は名称		
定第1号	同左	延岡市北浦町市振 775番地 1	大寿水産有限会社 代表取締役 島津忠雄	平成25年宮崎県告示第 229号による公示内容 のとおり	平成25年9月1日 から平成30年8月 31日まで
定第3号	同左	延岡市島浦町 681番地	株式会社古谷水産 代表取締役 古谷哲啓	同上	同上
定第4号	同左	同上	同上	同上	同上
定第5号	同左	延岡市浦城町1180番地 1	中島養的	同上	同上
定第6号	同左	延岡市浦城町 5 番地13	延岡水産開発株式会社 代表取締役 岩切幸久	同上	同上

定第 7 号	同左	延岡市赤水町 526 番地 3	赤水漁業合資会社 代表社員 日高保彦	同上	同上
定第 8 号	同左	日向市大字細島 974 番地の 1	有限会社神代丸水産 代表取締役 是澤喜幸	同上	同上
定第 9 号	同左	日南市南郷町中村乙 4614 番地	有限会社新堀水産 代表取締役 元浦亮	同上	同上
定第 10 号	同左	日南市南郷町費波 3263 番地 1	有限会社東水産 代表取締役 東修	同上	同上
定第 11 号	同左	串間市大字大納 342 番地 1	竹本輝貴外 19 名	同上	同上

宮崎県告示第 549 号

平成 25 年 9 月 1 日付けをもって別表のとおり内水面における共同漁業及び区画漁業を免許した。

平成 25 年 9 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

別表

ア 共同漁業

公示番号	免許番号	漁業権者		免許の内容	存続期間
		住所	氏名又は名称		
内共第 1 号	同左	延岡市川島町 834 番地 14 延岡市北川町川内名 7262 番地 延岡市北浦町三川内 5602 番地	東海漁業協同組合 北川漁業協同組合 北浦内水面漁業協同組合	平成 25 年宮崎県告示第 230 号による公示内容のとおり	平成 25 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日まで
内共第 2 号	同左	延岡市日の出町二丁目 1 番地 7	祝子川漁業協同組合	同上	同上
内共第 3 号	同左	延岡市春日町一丁目 11 番地 6 延岡市日の出町二丁目 1 番地 7	延岡五ヶ瀬川漁業協同組合 祝子川漁業協同組合	同上	同上
内共第 4 号	同左	延岡市春日町一丁目 11 番地 6 延岡市東浜砂町 1474 番地 延岡市北方町川水流卯 1360 番地 西臼杵郡高千穂町押方 1714 番地 1	延岡五ヶ瀬川漁業協同組合 大瀬川漁業協同組合 五ヶ瀬川漁業協同組合 西臼杵漁業協同組合	同上	同上
内共第 5 号	同左	東臼杵郡門川町大字門川尾末 2577 番地 7	五十鈴川漁業協同組合	同上	同上
内共第 6 号	同左	日向市永江町二丁目 113 番地	富島河川漁業協同組合	同上	同上
内共第 7 号	同左	日向市東郷町山陰丙 1374 番地 東臼杵郡美郷町西郷区大字田代 5689 日向市美々津町 3548 日向市大字幸脇 1790 番地 東臼杵郡諸塚村大字家代 2683 番地 東臼杵郡椎葉村大字下福良 1747 番地 20	耳川漁業協同組合 西郷漁業協同組合 美幸内水面漁業協同組合 余瀬飯谷漁業協同組合 諸塚漁業協同組合 椎葉村漁業協同組合	同上	同上
内共第 8 号	同左	日向市美々津町 3548	美幸内水面漁業協同組合	同上	同上

内共第9号	同左	児湯郡都農町大字川北4874番地の2	名貫川淡水漁業協同組合	同上	同上
内共第11号	同左	児湯郡高鍋町大字持田1690番地2 東臼杵郡美郷町南郷区神門 287番地	小丸川漁業協同組合 上小丸川漁業協同組合	同上	同上
内共第12号	同左	児湯郡新富町富田三丁目 104番地 西都市大字妻51番地1 児湯郡西米良村大字村所15番地 東臼杵郡椎葉村大字下福良1747番地20	新佐漁業協同組合 一ツ瀬川漁業協同組合 西米良漁業協同組合 椎葉村漁業協同組合	同上	同上
内共第13号	同左	児湯郡新富町富田三丁目 104番地 西都市大字妻51番地1	新佐漁業協同組合 一ツ瀬川漁業協同組合	同上	同上
内共第14号	同左	東諸県郡綾町大字南俣 514番地 宮崎市港一丁目15番地 宮崎市大字跡江 909番地 宮崎市大字金崎2443番地 宮崎市高岡町五町 272番地 宮崎市田野町甲2818番地 東諸県郡国富町大字本庄4574番地3 小林市須木中原1728番地 都城市高崎町大牟田 871番地 都城市野々美谷町3225番地1 北諸県郡三股町五本松1番地1 小林市大字細野 464番地	綾漁業協同組合 宮崎内水面漁業協同組合 大淀川第一漁業協同組合 倉岡木脇漁業協同組合 高岡川漁業協同組合 境川漁業協同組合 国富漁業協同組合 須木村漁業協同組合 高崎大淀川漁業協同組合 都城淡水漁業協同組合 三股町淡水漁業協同組合 小林高原野尻漁業協同組合	同上	同上
内共第15号	同左	宮崎市田野町甲2818番地 宮崎市大字熊野 497番地1 宮崎市清武町船引 204番地	境川漁業協同組合 木花内水面漁業協同組合 清武川漁業協同組合	同上	同上
内共第16号	同左	宮崎市大字熊野 497番地1	木花内水面漁業協同組合	同上	同上
内共第17号	同左	えびの市大字栗下1292番地	川内川上流漁業協同組合	同上	同上
内共第18号	同左	日南市大字星倉5060番地	日南広渡川漁業協同組合	同上	同上
内共第19号	同左	串間市大字南方 249番地	串間市淡水漁業協同組合	同上	同上
内共第20号	同左	串間市大字南方 249番地	串間市淡水漁業協同組合	同上	同上
内共第21号	同左	小林市大字細野 464番地	小林高原野尻漁業協同組合	同上	同上
内共第22号	同左	宮崎市港一丁目15番地	宮崎内水面漁業協同組合	同上	同上

イ 区画漁業

公示番号	免許番号	漁業権者		免許の内容	存続期間
		住所	氏名又は名称		
内区第1号	同左	児湯郡西米良村大字村所15番地	西米良漁業協同組合	平成25年宮崎県告示第230号による公示内容のとおり	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
内区第2号	同左	西都市大字妻51番地1	一ツ瀬川漁業協同組合	同上	同上

内区第 3 号	同左	西都市大字妻51番地 1	一ツ瀬川漁業協同組合	同上	同上
内区第 4 号	同左	西都市大字妻51番地 1	一ツ瀬川漁業協同組合	同上	同上
内区第 5 号	同左	西都市大字妻51番地 1	一ツ瀬川漁業協同組合	同上	同上
内区第 6 号	同左	児湯郡西米良村大字村所15番地	西米良漁業協同組合	同上	同上
内区第 7 号	同左	西都市大字妻51番地 1	一ツ瀬川漁業協同組合	同上	同上
内区第 8 号	同左	児湯郡西米良村大字村所15番地	西米良漁業協同組合	同上	同上

宮崎県告示第 550号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 9 月17日から平成25年10月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 9 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
48	県道	市木串間線	串間市大字市木字平田前6102番地先から同市同大字字永吉5619番地先まで	旧	5.0 ～ 14.8	540.0
				新	9.0 ～ 19.8	540.0

宮崎県告示第 551号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 9 月17日から平成25年10月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 9 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
48	県道	市木串間線	串間市大字市木字永吉5673番 2 地先から同市同大字同字5619番地先まで	平成25年 9 月17日

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成25年 9 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 552号

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成 6 年宮崎県告示第1058号の 3）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																																						
様式第 2 号（第 4 条関係）	改正前	様式第 2 号（第 4 条関係）	改正後																																					
	(表)		(表)																																					
	[略]		[略]																																					
	[略]		[略]																																					
	参加希望地区（希望するものに○印を付けること。）		参加希望地区（希望するものに○印を付けること。）																																					
	<table border="1"> <tr> <td>全県</td> <td>宮崎市</td> <td>宮崎郡</td> <td>東諸県郡</td> <td>西都市</td> <td>児湯郡西米良村</td> <td>児湯郡日南市</td> <td>串間市</td> <td>都城市</td> <td>北諸県郡</td> <td>小林市</td> <td>えびの市</td> <td>西諸県郡</td> <td>日向市</td> <td>門川町</td> <td>美郷町</td> <td>諸塚村・椎葉村</td> <td>延岡市</td> <td>西臼杵郡</td> </tr> </table>	全県	宮崎市	宮崎郡	東諸県郡	西都市	児湯郡西米良村	児湯郡日南市	串間市	都城市	北諸県郡	小林市	えびの市	西諸県郡	日向市	門川町	美郷町	諸塚村・椎葉村	延岡市	西臼杵郡		<table border="1"> <tr> <td>全県</td> <td>宮崎市</td> <td>東諸県郡</td> <td>西都市</td> <td>児湯郡西米良村</td> <td>児湯郡日南市</td> <td>串間市</td> <td>都城市</td> <td>北諸県郡</td> <td>小林市</td> <td>えびの市</td> <td>西諸県郡</td> <td>日向市</td> <td>門川町</td> <td>美郷町</td> <td>諸塚村・椎葉村</td> <td>延岡市</td> <td>西臼杵郡</td> </tr> </table>	全県	宮崎市	東諸県郡	西都市	児湯郡西米良村	児湯郡日南市	串間市	都城市	北諸県郡	小林市	えびの市	西諸県郡	日向市	門川町	美郷町	諸塚村・椎葉村	延岡市	西臼杵郡
全県	宮崎市	宮崎郡	東諸県郡	西都市	児湯郡西米良村	児湯郡日南市	串間市	都城市	北諸県郡	小林市	えびの市	西諸県郡	日向市	門川町	美郷町	諸塚村・椎葉村	延岡市	西臼杵郡																						
全県	宮崎市	東諸県郡	西都市	児湯郡西米良村	児湯郡日南市	串間市	都城市	北諸県郡	小林市	えびの市	西諸県郡	日向市	門川町	美郷町	諸塚村・椎葉村	延岡市	西臼杵郡																							
	[略]		[略]																																					

(裏)

[略]

[略]		
障 が い 者 雇 用	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法廷雇用義務	[略]
	法廷雇用障がい者数	
	[略]	
[略]		

[略]

様式第5号の4(第4条関係)

[略]

1	当事業所は、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。	[略]
[略]		

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、奈留地区県宮土地改良事業(串間市、畑地帯総合整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年9月17日から平成25年10月17日まで
- 縦覧場所
串間市役所農地水産林政課内
- その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

公共測量を次のとおり実施する。

平成25年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類

(裏)

[略]

[略]		
障 が い 者 雇 用	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用義務	[略]
	法定雇用障がい者数	
	[略]	
[略]		

[略]

様式第5号の4(第4条関係)

[略]

1	当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定(特別徴収義務者指定番号)を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。	[略]
[略]		

[略]

公共測量(カラー撮影、同時調整、写真地図作成)

- 作業地域
宮崎県内一円
- 作業期間
平成25年8月6日から平成26年2月28日まで

公共測量を次のとおり実施する。

平成25年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量(砂防基盤図作成)
- 作業地域
宮崎市、宮崎市佐土原町
- 作業期間
平成25年9月1日から平成26年3月25日まで

公共測量を次のとおり実施する。

平成25年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量(砂防基盤図作成)
- 作業地域
宮崎市高岡町、国富町、綾町
- 作業期間
平成25年6月5日から平成26年3月25日まで

公共測量を次のとおり実施する。

平成25年9月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量(砂防基盤図作成)
- 作業地域

<p>都城市、都城市高崎町、都城市山之口町</p> <p>3 作業期間 平成25年7月9日から平成26年2月28日まで</p>	<p>公共測量を次のとおり実施する。 平成25年9月17日 宮崎県知事 河野俊嗣</p>
<p>公共測量を次のとおり実施する。 平成25年9月17日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（砂防基盤図作成）</p> <p>2 作業地域 延岡市、延岡市北浦町</p> <p>3 作業期間 平成25年6月26日から平成26年3月2日まで</p>	<p>1 作業の種類 公共測量（砂防基盤図作成）</p> <p>2 作業地域 西都市</p> <p>3 作業期間 平成25年7月17日から平成26年3月25日まで</p>
<p>公共測量を次のとおり実施する。 平成25年9月17日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（砂防基盤図作成）</p> <p>2 作業地域 日南市</p> <p>3 作業期間 平成25年8月8日から平成26年1月10日まで</p>	<p>公共測量を次のとおり実施する。 平成25年9月17日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（砂防基盤図作成）</p> <p>2 作業地域 三股町</p> <p>3 作業期間 平成25年7月10日から平成26年2月28日まで</p>
<p>公共測量を次のとおり実施する。 平成25年9月17日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（砂防基盤図作成）</p> <p>2 作業地域 小林市、小林市須木、小林市野尻町、えびの市、高原町</p> <p>3 作業期間 平成25年7月9日から平成26年3月15日まで</p>	<p>公共測量を次のとおり実施する。 平成25年9月17日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（基準点測量）</p> <p>2 作業地域 都農町</p> <p>3 作業期間 平成25年7月1日から平成26年2月28日まで</p>
<p>公共測量を次のとおり実施する。 平成25年9月17日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（砂防基盤図作成）</p> <p>2 作業地域 日向市、日向市東郷町、門川町、美郷町南郷区、椎葉村</p> <p>3 作業期間 平成25年7月1日から平成26年3月25日まで</p>	<p>公共測量を次のとおり実施する。 平成25年9月17日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（砂防基盤図作成）</p> <p>2 作業地域 高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町</p> <p>3 作業期間 平成25年7月1日から平成26年2月26日まで</p>
<p>公共測量を次のとおり実施する。 平成25年9月17日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（砂防基盤図作成）</p> <p>2 作業地域 串間市</p> <p>3 作業期間 平成25年6月5日から平成26年3月25日まで</p>	<p>落札者等の公告 一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。 平成25年9月17日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び1号館）で使用 する電気 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県総務部総務課 宮崎市橋通東2丁目10番1号</p> <p>3 落札者を決定した日 平成25年8月23日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号</p>

- 5 落札金額
33,526,779円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成25年7月11日

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年9月17日

県立延岡病院長 楠 元 志都生

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
放射線治療装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10
- 3 落札者を決定した日
平成25年7月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社アステム宮崎営業部 宮崎県宮崎市江平中町5番地1
- 5 落札金額
417,900,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成25年6月20日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年9月2日現在次のとおりである。

平成25年9月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,534人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,838人

宮崎県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た

数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年9月2日現在次のとおりである。

平成25年9月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎市選挙区	108,280人
都城市選挙区	45,847人
延岡市選挙区	35,605人
日南市選挙区	15,924人
小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）選挙区	16,170人
日向市選挙区	17,111人
串間市選挙区	5,745人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,335人
えびの市選挙区	6,032人
北諸県郡選挙区	6,678人
東諸県郡選挙区	7,832人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	19,797人
東臼杵郡選挙区	8,340人
西臼杵郡選挙区	6,208人

宮崎県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年9月5日現在次のとおりである。

平成25年9月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,535人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,838人

宮崎県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年9月5日現在次のとおりである。

平成25年9月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊
西臼杵郡選挙区 6,210人